

売買単価契約書（案）

- 1 品 名 ガソリン、軽油
- 2 仕様・規格 ガソリン J I S 2号
軽油 J I S 1号
- 3 契約単価 ガソリン 円／リットル（消費税込）
軽油 円／リットル（消費税込）

なお、毎月変動する各月の単価については、別添「仕様書」のとおりとする。

- 4 契約期間 自 契約日
至 令和9年3月31日
- 5 納入場所 受注者の給油所
- 6 検査場所 受注者の給油所
- 7 契約保証金 免除

上記ガソリン（J I S 2号）、軽油（J I S 1号）（以下「物品」という。）の売買について発注者（分任）支出負担行為担当官
(以下「発注者」という。)と、受注者 (以下「受注者」という。)
との間に、上記各項及び次の契約条項により、売買単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
氏 名

受注者 住 所
氏 名

契 約 条 項

第1条 発注者又は、発注者の指定した職員（以下「職員」という。）は、頭書の物品の納入を必要とする場合は、受注者が発行する給油カードを受注者に提示し、納入の指示をするものとする。

2 受注者は、前項に定める給油を可能とするため、発注者の所有する車両と同数のカードを発行するものとする。

3 受注者は、前項に定める給油カードの提示を受けた場合は、職員の指示に従い、頭書の物品を頭書の契約単価（毎月変動する各月の単価を含む。以下同じ。）をもって確實に納入しなければならない。

4 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

第2条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により、納入期日内に物品を納入することができない場合は、発注者に対し延滞する理由及び納入予定期日等を明らかにした書面を提出して納入期日の延長の承認を受けなければならない。

第3条 発注者は、受注者がその責に帰する理由により納入期日内に、物品の納入を完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、受注者に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りではない。

2 前項に係る遅滞金は、納入期日の翌日から納入完了の日までの日数に応じて、当該発注により算出した額（税込み）に民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額とする。

3 第1項に定める遅滞金の請求は、発注者が第14条に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求及び第20条に定める違約金の請求を妨げない。

第4条 受注者は、第1条第3項の定めにより、物品を納入しようとする場合は、発注者に対し納入する旨を通知し、発注者が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

第5条 検査職員は、納入の都度、該当物品について検査を行うものとする。

2 受注者又は、受注者の使用者は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、物品の検査に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、受注者又は、受注者の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 検査職員は、物品の全部又は一部について、不適当な箇所を発見した場合は、受注者に対し他の良好な物品の取替えを請求することができる。この場合、受注者は、ただちに当該物品を取替えなければならない。

5 物品の納入及び検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

第6条 前条に定める検査に合格し、納入を完了した日に、当該物品の所有権は、発注者に移転するものとする。

第7条 前条に定める所有権移転の時期以前に、当該物品について生じた損害は、発注者の故意又は、重大な過失による場合のほかすべて受注者の負担とする。

第8条 受注者は、物品の納入後6ヶ月間は、当該物品の品質及び規格等を保証するものとする。

2 前項に定める保証期間内に、当該物品の契約不適合が発見された場合は、発注者は、受注者に対し、相当の日時を定めて当該物品の取り替え若しくは値引きを請求することができる。

3 発注者は、受注者の納入した物品の契約不適合により不当な損害を被った場合には、受注者に対し、損害賠償を請求することができる。

第 9 条 受注者は、物品の引渡しを完了し、検査職員の検査に合格した場合は、毎月分をとりまとめ、納入した数量に頭書に定める契約単価を乗じて得た金額を、翌月の所定の手続きにより発注者に請求することができる。

第 10 条 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を受注者に支払うものとする。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のために受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に内に算入しないものとする。

第 11 条 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき理由により前条の約定期間に内に請求金額を支払わなかつた場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の金額が 100 円未満である場合又は 100 円未満の端数がある場合は、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。

3 前 2 項の場合において、支払遅延が天災地変その他やむを得ない理由による場合は遅延日数に算入しない。

第 12 条 受注者は、物品の納入に当たり、発注者の器物を破損した場合は、発注者に報告しその指示に従い、同等品を納入しまたは損害について賠償しなければならない。

第 13 条 発注者は、発注者の必要により、この契約の全部または一部について解除することができるものとする。

第 14 条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を被ることがあっても、発注者は、その責を負わないものとする。

- 一 天災その他、受注者の責に帰すことのできない理由により受注者が解約を申し出て発注者が承認した場合
- 二 受注者がこの契約を違反しまたは違反するおそれがあると認められる場合
- 三 受注者が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せず又は、履行する見込みがないと認められる場合
- 四 受注者が破産の宣告を受けた場合又は、そのおそれがあると認められる場合
- 五 この契約の履行にあたり、受注者又は、受注者の使用者に不正の行為があった場合
- 六 受注者または受注者の使用者が、第 4 条に定める検査職員の検査を妨げた場合
- 七 前各号に掲げる理由以外の理由により、受注者が解約を申し出た場合

第 15 条 発注者は、前条第一号に定める理由により、この契約を解除する場合は、受注者に対し違約金を請求しないものとする。

2 発注者は、前条第二号から第七号までに掲げる理由により、この契約を解除する場合は、違約金として、契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を受注者に対し請求することができる。

第 16 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保

險法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点及び出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第50条の1に基づき、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、これを日本銀行に交付した時点で生ずるものとする。

第17条 法令の制定又は、改廃による統制額の設定若しくは改訂又は、予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により頭書に定める契約単価が著しく不適当であると認められる場合は、発注者、受注者協議して変更することができるものとする。

第18条 この契約により、発注者が受注者から受けすべき遅滞金及び違約金等がある場合は、発注者は、その選択により受注者に対し支払うべき金額と相殺し、又は、別に徴収することができるものとする。

第19条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第20条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第21条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第22条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第23条 受注者は、第21条の各号及び第22条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者

が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

第 24 条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

第 25 条 発注者は、第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第 26 条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第 27 条 発注者、受注者は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行にあたり、発注者、受注者間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。